

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岩手県
 農業委員会名： 洋野町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1,136 |
| 自給的農家数 | 378 |
| 販売農家数 | 758 |
| 主業農家数 | 156 |
| 準主業農家数 | 133 |
| 副業的農家数 | 469 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1,136 |
| 女性 | 611 |
| 40代以下 | 66 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 111 |
| 基本構想水準到達者 | 38 |
| 認定新規就農者 | 2 |
| 農業参入法人 | 5 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | | | | 計 |
|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 840 | 2,120 | — | — | — | 2,960 |
| 経営耕地面積 | 515 | 1,139 | 159 | 13 | 967 | — |
| 遊休農地面積 | 145 | 157 | — | — | — | 302 |
| 農地台帳面積 | 937 | 2,795 | — | — | — | 3,732 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 8月 4日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 15 | 15 |
| 認定農業者 | — | 8 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | 4 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 14 | 14 | 8 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|---|-----------|--------|
| | 2,960 | 886.3 | 29.94% |
| 課 題 | 農業就業人口の高齢化、後継者不足等により耕作者が不足しており、荒廃農地が年々増加している。また、本町は1筆あたりの農地面積が小さく点在している農地が多いことから、集積可能な農地を整理し、推進する必要がある。また、所有者の中には、農地は一度貸したら戻らない等の概念が根強く残っており貸借が進まない状況にある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | |
|--|--|
| 目 標 | 集積面積 1,162ha (うち新規集積面積 200.0ha) |
| 目標設定の考え方:令和5年度までに管内農地面積の70%を集積することとし、目標面積に不足する面積を5年に均して設定。 | |
| 活動計画 | 通年 集積可能な農地を整理し、所有者及び担い手等への意向把握、マッチング活動を行う。農地中間管理事業の推進を図り、事業対象とするが難しい農地については、集積方法及び活用方法について検討する。マスター・プランの実践に取り組む。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
|---------|---|-------------------|-------------------|
| | 1 経営体 | 1 経営体 | 0 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.8ha | 0.9ha | 0.0ha |
| 課 題 | 20代～30代ぐらいまでの若い新規就農者が少ないため、若い年齢層へ就農を促すため安定した収入確保対策が必要と思われる。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| 参入目標数 | 2 経営体 | 参入目標面積 | 1 ha |
|-------|--|--------|------|
| 活動計画 | 通年 関係機関と連携し、新規参入者に対する支援制度の周知を図るとともに、農地中間管理事業等を活用した農地情報の提供に努める。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| | 3,262ha | 302ha | 9.25% |
| 課 題 | 2年度に実施した農地利用状況調査により、A分類に区分された農地は302ha、その中の農地の一部は、点在しているもの、山間部に所在するもの、農作業機械が入らないもの等耕作不便な場所が多く、町農林課と一体になり、解消対策を講じていくことが必要。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|--|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 5 ha | | |
| | 目標設定の考え方:前年度の遊休農地解消面積を勘案し、目標案を設定 | | |
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 42人 | 7月～9月 | 10月～12月 |
| | 農地の利用状況調査 | ・遊休農地発生防止に向けた取組 4月～6月 事業計画の策定及び地図等資料の準備 7月～9月 農地パトロール(利用状況調査強化月間) ・遊休農地解消に向けた取組 通年 農地所有者に対する指導 通年 担い手への利用集積 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 11月～12月 | 1月～3月 | |
| その他 | 5月～10月 遊休農地解消に係るPR活動(農業委員による解消活動、定植作業等) | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|-------------------|--|-----------|
| | 2,960ha | 67.3ha |
| 課 題 | 農業就業人口の高齢化や後継者不足により、耕作を継続できずに土地の有効利用として植林による無断転用が発生している。また、農地法の規定を知らず許可前に用途変更するものがみられる。同様の事案の発生を防止するため、農地パトロール(農地利用状況調査)による早期発見に努めることや農業者等への周知を行うことが必要である。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | ・違反転用の是正指導(通年) 違反転用者に対し、文書等により違反是正の意向等について確認を行い、是正指導する。 ・違反転用の発生防止に向けた取組 7月～9月 農地パトロール(農地利用状況調査員の担当地区ごとに実施) 1月～3月 農業委員会だよりによる違反転用防止に係る普及啓発 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入